破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６０８号
群馬県伊勢崎市今泉町２丁目866番地１　ドーチェスター302、住民票上の住所群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目374番地６
破産者　森田　辰雄
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８号
千葉県木更津市畑沢南５丁目16番22号
破産者　安保　正星
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第８６号
愛知県田原市馬伏町東瀬古222番地
破産者　村上　賢治
１　決定年月日　平成22年１月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第６０５号
北海道旭川市東旭川町旭正154、住民票上の住所北海道旭川市豊岡２条９丁目１番８号
破産者　佐野　寛文
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２７号
北海道札幌市中央区南12条西13丁目１番26号
破産者　金田　順子
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０３号
北海道紋別市花園町３丁目６番５号
破産者　宮崎　行雄
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５７号
北海道旭川市高砂台８丁目５番18号
破産者　増子　高子
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５２号
群馬県高崎市上大類町1292番地１　ナガイハイツ103号
破産者　福岡　明雅
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２８号
群馬県安中市原市3575番地１
破産者　田島　洋子
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第５７号
富山県魚津市三ケ428番地１
破産者　中島　英雄
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２８７８号
和歌山県東牟婁郡古座川町中崎237番地
破産者　山口　千草
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９８０号
愛知県小牧市大字間々原新田1082番地１　マルベリー203号
破産者　福谷　康昭
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１６９号
名古屋市瑞穂区浮島町12番102号　瑞穂センチュリーマンション、住民票上の住所名古屋市瑞穂区浮島町12番801号　瑞穂センチュリーマンション
破産者　筒井　庸介
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４８号
滋賀県湖南市石部東１丁目１番40―105号
破産者　泉　有香里
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８８４号
兵庫県伊丹市車塚２―13　レピア・アーバン塚口北アクアリッジ611号室、開始決定時の住所埼玉県上尾市東町１丁目８番５―６号
破産者　坂田　博信
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５２１号
神戸市兵庫区菊水町２丁目１番５―710号、従前の住所兵庫県西宮市中屋町７番19号
破産者　舟坂　悦子（旧姓吉川）
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1976番地の２
破産者　松谷　忠房
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第９４２号
広島市西区井口４丁目33番１―305号
破産者　堀本ひろみ
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６号
香川県観音寺市出作町697番地１
破産者　壷井　英貴
１　決定年月日　平成22年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部